

実務研究

日本税務会計学会
平成30年10月 月次研究会



出岡 伸和(麹町)

民法(相続法)の改正の概要

I. 改正までの経緯

平成30年7月6日、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律(平成30年法律第72号)及び法務局における遺言書の保管等に関する法律(平成30年法律第73号)が成立した(同年7月13日公布)。

民法のうち相続法の分野については、昭和55年以来、実質的に大きな見直しはされてこなかったが、その間にも、社会の高齢化が更に進展し、相続開始時における配偶者の年齢も相対的に高齢化しているため、その保護の必要性が高まっていた。

II. 民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律等の概要

1 配偶者の居住権を保護するための方策について

配偶者の居住権保護のための方策は、大別すると、遺産分割が終了するまでの間といった比較的短期間に限りこれを保護する方策(後記①)と、配偶者がある程度長期間その居住建物を使用することができるようにするための方策(後記②)とに分かれている。

(1) 配偶者短期居住権(民法1037条、1041条)

① 居住建物について配偶者以外に第三者が居住建物の所有権を取得した場合や、配偶者が相続放棄をした場合など(以下の場合)

② 遺贈などにより配偶者以外に第三者が居住建物の所有権を取得した場合や、配偶者が相続放棄をした場合など(以下の場合)

③ 遺贈などにより配偶者以外に第三者が居住建物の所有権を取得した場合や、配偶者が相続放棄をした場合など(以下の場合)

④ 遺贈などにより配偶者以外に第三者が居住建物の所有権を取得した場合や、配偶者が相続放棄をした場合など(以下の場合)

⑤ 遺贈などにより配偶者以外に第三者が居住建物の所有権を取得した場合や、配偶者が相続放棄をした場合など(以下の場合)

⑥ 遺贈などにより配偶者以外に第三者が居住建物の所有権を取得した場合や、配偶者が相続放棄をした場合など(以下の場合)

⑦ 遺贈などにより配偶者以外に第三者が居住建物の所有権を取得した場合や、配偶者が相続放棄をした場合など(以下の場合)

⑧ 遺贈などにより配偶者以外に第三者が居住建物の所有権を取得した場合や、配偶者が相続放棄をした場合など(以下の場合)

今回の相続法の見直し

今回の相続法の見直しは、このような社会経済情勢の変化に対応するものであり、残された配偶者の生活に配慮する等の観点から、配偶者の居住の権利を保護するための方策等が盛り込まれている。このほかにも、遺言の利用を促進し、相続をめぐる紛争を防止する等の観点から、自筆証書遺言の方式を緩和するなど、多岐にわたる改正項目が盛り込まれている。これらの改正項目のうち本稿では重要なものに限って紹介する。

(2) 配偶者居住権(民法1028条、1036条)

配偶者が相続開始時に居住していた被相続人の所有建物を対象として、終身又は一定期間、配偶者にその使用又は収益を認めることを内容とする法定の権利を新設し、遺産分割における選択肢の一つとして、配偶者に配偶者居住権を取得させることができることとする。偶者を含む共同相続人間で遺産の分割をすべき場合

配偶者は、相続開始の時に被相続人所有の建物に無償で居住していた場合には、遺産分割によりその建物の帰属が確定するまでの間又は相続開始の時から6か月を経過する日のいずれか遅い日までの間、引き続き無償でその建物を使用することができる。

配偶者は、相続開始の時に被相続人所有の建物に無償で居住していた場合には、遺産分割によりその建物の帰属が確定するまでの間又は相続開始の時から6か月を経過する日のいずれか遅い日までの間、引き続き無償でその建物を使用することができる。

配偶者は、相続開始の時に被相続人所有の建物に無償で居住していた場合には、遺産分割によりその建物の帰属が確定するまでの間又は相続開始の時から6か月を経過する日のいずれか遅い日までの間、引き続き無償でその建物を使用することができる。

配偶者は、相続開始の時に被相続人所有の建物に無償で居住していた場合には、遺産分割によりその建物の帰属が確定するまでの間又は相続開始の時から6か月を経過する日のいずれか遅い日までの間、引き続き無償でその建物を使用することができる。

配偶者は、相続開始の時に被相続人所有の建物に無償で居住していた場合には、遺産分割によりその建物の帰属が確定するまでの間又は相続開始の時から6か月を経過する日のいずれか遅い日までの間、引き続き無償でその建物を使用することができる。

2 遺産分割に関する見直し等

(1) 持戻し免除の意思表示の推定規定(民法903条)

婚姻期間が20年以上である夫婦の一方配偶者が、他方配偶者に対し、その居住用建物又はその敷地(居住用不動産)を遺贈又は贈与した場合については、民法第903条第3項の持戻しの免除の意思表示があったものと推定し、遺産分割においては、原則として当該居住用不動産の持戻し計算を不要とする。すなわち、当該居住用不動産の価額を特別受益として扱わずに計算をすることができ。

(2) 預貯金の仮払い制度等の創設・要件明確化

預貯金の仮払い制度等の創設・要件明確化については、大別すると、家事事件手続法の保全処分(後記①)と、家庭裁判所の判断を経ないで預貯金の払戻しを認める方策(後記②)とに分かれる。それぞれの方策の要点は、以下のとおりである。

① 家事事件手続法の保全処分

家事事件手続法第200条第2項の要件(事件の關係人の急迫の危険の防止の必要があること)を緩和することとし、家庭裁判所は、遺産の分割の審判又は調停の申立てがあった場合において、相続財産に属する債務の弁済、相続人の生活費の支弁その他の事情により遺産に属する預貯金債権を行使する必要があると認めるときは、他の共同相続人の利益を害しない限り、申立てにより、遺産に属する特定の預貯金債権の全部又は一部を仮に取得させることができることにする。

(1) 持戻し免除の意思表示の推定規定(民法903条)

婚姻期間が20年以上である夫婦の一方配偶者が、他方配偶者に対し、その居住用建物又はその敷地(居住用不動産)を遺贈又は贈与した場合については、民法第903条第3項の持戻しの免除の意思表示があったものと推定し、遺産分割においては、原則として当該居住用不動産の持戻し計算を不要とする。すなわち、当該居住用不動産の価額を特別受益として扱わずに計算をすることができ。

(2) 預貯金の仮払い制度等の創設・要件明確化

預貯金の仮払い制度等の創設・要件明確化については、大別すると、家事事件手続法の保全処分(後記①)と、家庭裁判所の判断を経ないで預貯金の払戻しを認める方策(後記②)とに分かれる。それぞれの方策の要点は、以下のとおりである。

① 家事事件手続法の保全処分

家事事件手続法第200条第2項の要件(事件の關係人の急迫の危険の防止の必要があること)を緩和することとし、家庭裁判所は、遺産の分割の審判又は調停の申立てがあった場合において、相続財産に属する債務の弁済、相続人の生活費の支弁その他の事情により遺産に属する預貯金債権を行使する必要があると認めるときは、他の共同相続人の利益を害しない限り、申立てにより、遺産に属する特定の預貯金債権の全部又は一部を仮に取得させることができることにする。

② 家庭裁判所の判断を経ないで、預貯金の払戻しを認める方策(民法909条の2)

各共同相続人は、遺産に属する預貯金債権のうち、各口座ごとに以下の計算式で求められる額(ただし、同一の金融機関に対する権利行使は150万円を限度とする。)までについては、他の共同相続人の同意がなくても単独で払戻しをすることができる。

【計算式】

単独で払戻しをすることができる額Ⅱ(相続開始時の預貯金債権の額)×(3分の1)×(当該払戻しを求める共同相続人の法定相続分)

預貯金債権の仮分割の仮処分については、配偶者居住権は法定の権利として遺産分割および遺贈の対象となる。また、第三者対抗要件として、配偶者居住権の設定の登記を行うことが可能である。

預貯金債権の仮分割の仮処分については、配偶者居住権は法定の権利として遺産分割および遺贈の対象となる。また、第三者対抗要件として、配偶者居住権の設定の登記を行うことが可能である。

預貯金債権の仮分割の仮処分については、配偶者居住権は法定の権利として遺産分割および遺贈の対象となる。また、第三者対抗要件として、配偶者居住権の設定の登記を行うことが可能である。

3 遺言制度に関する見直し

(1) 自筆証書遺言の方式緩和(民法968条)

全文の自書を要求していた改正前の自筆証書遺言方式を緩和し、自筆証書遺言に添付する財産目録については、自書でなくてもよいものとする。ただし、財産目録の各頁に署名押印することを要する。

自筆証書遺言の本文を自書することによりはならないが、本文以外の財産目録をパソコンで作成することが可能になった。さらに、預貯金の通帳及び不動産の登記事項証明書等の写しを財産目録として添付することが認められている。

法務局における自筆証書遺言の保管制度の創設(遺言書保管法)

(1) 遺留分減殺請求から遺留分侵害額請求へ(民法1046条)

遺留分減殺請求権の行使によって当然に物権的效果が生ずるとされている現行法の規律を見直し、遺留分に関する権利の行使によって遺留分侵害額に相当する金銭債権が生ずることとする。

(2) 支払期限の猶予(民法1047条5項)

遺留分権利者から金銭請求を受けた受遺者又は受贈者が、金銭を直ちに準備できない場合には、受遺者等は、裁判所に対し、金銭債務の全部又は一部の支払につき期限の許与を求めることができる。

(3) 遺留分を算定するための財産の価額(民法1043条1項、1044条)

遺留分を算定するための財産の価額は、相続開始時の被相続人の財産の額【相対人に対する生前贈与の額(原則1年以内※)】に、相続開始時の被相続人の財産の額【相対人に対する生前贈与の額(原則1年以内※)】を加算して算定する(平成31年度法制改正大綱)。

① 法務局における遺言書の保管等に関する法律(以下「遺言書保管法」という。)

法務局における遺言書の保管等に関する法律(以下「遺言書保管法」という。)

② 法務局における遺言書の保管等に関する法律の概要

法務局の申請の対象となるのは、民法第968条の自筆証書による遺言(自筆証書遺言)に係る遺言書の保管である(遺言書保管法第1条)。また、遺言書は、封のされていない法務省令で定める様式に従って作成した無封のものでなければならぬ(遺言書保管法第4条第2項)。

遺言書の保管に関する事務は、法務局のうち法務大臣の指定する法務局(遺言書保管所)において、遺言書保管官として指定された法務事務官が取り扱う(遺言書保管法第2条、第3条)。

4 遺留分制度に関する見直し(民法1042条、1049条)

遺留分減殺請求から遺留分侵害額請求へ(民法1046条)

遺留分減殺請求権の行使によって当然に物権的效果が生ずるとされている現行法の規律を見直し、遺留分に関する権利の行使によって遺留分侵害額に相当する金銭債権が生ずることとする。

(1) 遺留分減殺請求から遺留分侵害額請求へ(民法1046条)

遺留分減殺請求権の行使によって当然に物権的效果が生ずるとされている現行法の規律を見直し、遺留分に関する権利の行使によって遺留分侵害額に相当する金銭債権が生ずることとする。

(2) 支払期限の猶予(民法1047条5項)

遺留分権利者から金銭請求を受けた受遺者又は受贈者が、金銭を直ちに準備できない場合には、受遺者等は、裁判所に対し、金銭債務の全部又は一部の支払につき期限の許与を求めることができる。

5 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策(民法1050条)

相続人以外の被相続人の親族が、無償で被相続人の療養看護等を行った場合には、一定の要件の下で、相続人に対して金銭請求(特別の寄与)をすることができるようにする。

【被相続人の債務の額】

※遺留分権利者に損害を与えられたことを知って贈与をしたときは、上記以前であっても生前贈与の額に含まれる(民法1044条1項 改正なし)

III. 民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律の施行期日

1. 遺言書の方式緩和(前記II 3(1))については、2019年1月13日から施行されている。

2. 民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律(前記II 2、4、5)は、2019年7月1日に施行される。

3. 配偶者居住権(前記II 1)については2020年4月1日に施行される。

4. 遺言書保管法(前記II 3(2))は、2020年7月10日に施行される。

【参考文献等】
1. 法務省HP 民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律について(相続法の改正) http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00222.html
2. 平成31年度法制改正大綱